

## 宅地建物取引士再交付申請について

- 申請先 公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会 (以下、静岡宅建)
  - 県内在住者は、静岡宅建 各支部 の窓口
  - 県外在住者は、静岡宅建 本部へ郵送
  
- 申請書類 **宅地建物取引士証再交付申請書(法令様式第7号の5)2部(正副)**
  
- 添付書類等 **顔写真 1枚(タテ3センチ、ヨコ2.4センチのカラー写真)**
  - \* 申請前6ヶ月以内に撮影、無帽、正面、上半身、無背景
  - 静岡県収入証紙 4,500円分(再交付申請書の所定欄に貼付)**
  - 始末書 1部(その他事由が申請理由の場合は除く)**
  - 汚損または破損により申請する場合は、その汚損または破損した宅地建物取引士証**
  - 郵送受取を希望の方は、返信用封筒〔定形(長3,4)434円分の切手添付〕**
  
- その他
  - 最寄りの静岡宅建の各支部の窓口を持参される場合に当たっては、訂正を要する場合がありますので、認印を持参してください。
  - 申請から交付まで約2～3週間かかります。
  
- 注意事項
  - (1)亡失(特に盗難)の場合は、他人に悪用される恐れもありますので、警察に被害届を提出する等対応願います。
  - (2)再交付には日数を要し、その間は宅地建物取引士業務に従事できませんのでご承知おき願います。
  - (3)宅地建物取引士証の再交付を受けた後、亡失した宅地建物取引士証を発見したときは、速やかに返納してください。

※切替交付申請について

宅地建物取引業法の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日より「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に改称されました。この改正に伴い、宅地建物取引士証の再交付の申請理由に「その他事由」が追加され、切替交付が再交付の理由として位置づけられました。

宅地建物取引主任者証は、改正法附則の経過措置により平成 27 年 4 月 1 日以降も有効なものとなされるため、再交付(切替交付)は法律上必ず必要とされる手続きではありません。また、再交付(切替交付)を行っても「有効期限」や「登録情報」は、宅地建物取引主任者証と変わりません。

再交付(切替交付)を希望される方は、静岡宅建の支部の窓口にて上記の申請をしてください。

○本申請についての連絡先

〒420-0839

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会

静岡市葵区鷹匠 3-18-16 静岡県不動産会館内

電話 054-246-1511